

- ※ **8/20～9/12要請分は、別途申請が必要**です。
- ※ 5/16～7/11要請分に係る協力支援金の申請受付は終了しました。

【9月分】緊急事態措置協力支援金(飲食店等)を申請される旭川市内の事業者の皆さまへ

北海道における、緊急事態措置の適用に伴う旭川市内の飲食店等への休業又は営業時間短縮等の要請に、令和3年**9月13日から9月30日の全ての期間、協力**した事業者に対し、支援金を給付します。申請手続の詳細や申請書の記入方法等は、**別紙「【9月分】緊急事態措置協力支援金(飲食店等)の申請について」**をご確認ください。

対象施設

旭川市内の次のいずれかの施設（詳細は、別紙をご確認ください。）

- (1) **飲食店（宅配・テイクアウトサービスを除く）**
- (2) **バー・カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている遊興施設**
- (3) **飲食店営業許可を受けていないカラオケ店**
- (4) **食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場**

給付額

1施設1日当たりの売上高による支援金額に、要請に協力した日数を乗じた額（施設ごとに算出）

【1日当たりの支援金額（基準額）】

中小企業・個人事業者 4～10万円/日

大企業 上限20万円/日

受付期間・申請方法

- 受付期間 **令和3年10月1日（金）～令和3年11月30日（火）（当日消印有効）**
- 申請方法 **郵送**（感染拡大防止の観点からご協力ください）

※ 申請書類等は、以下よりダウンロードすることができます。

旭川市公式ホームページ

URL：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d073862.html>

旭川市公式HP



《 お問合せ・郵送先 》

〒070-8506（住所不要）旭川市感染防止対策協力支援金事務局

電話 011-330-8235（旭川市専用ダイヤル）

受付時間 平日 8時45分～17時15分

- 大規模施設等への協力支援金に係る連絡先（北海道専用ダイヤル）
011-350-7377（8時45分～17時30分）